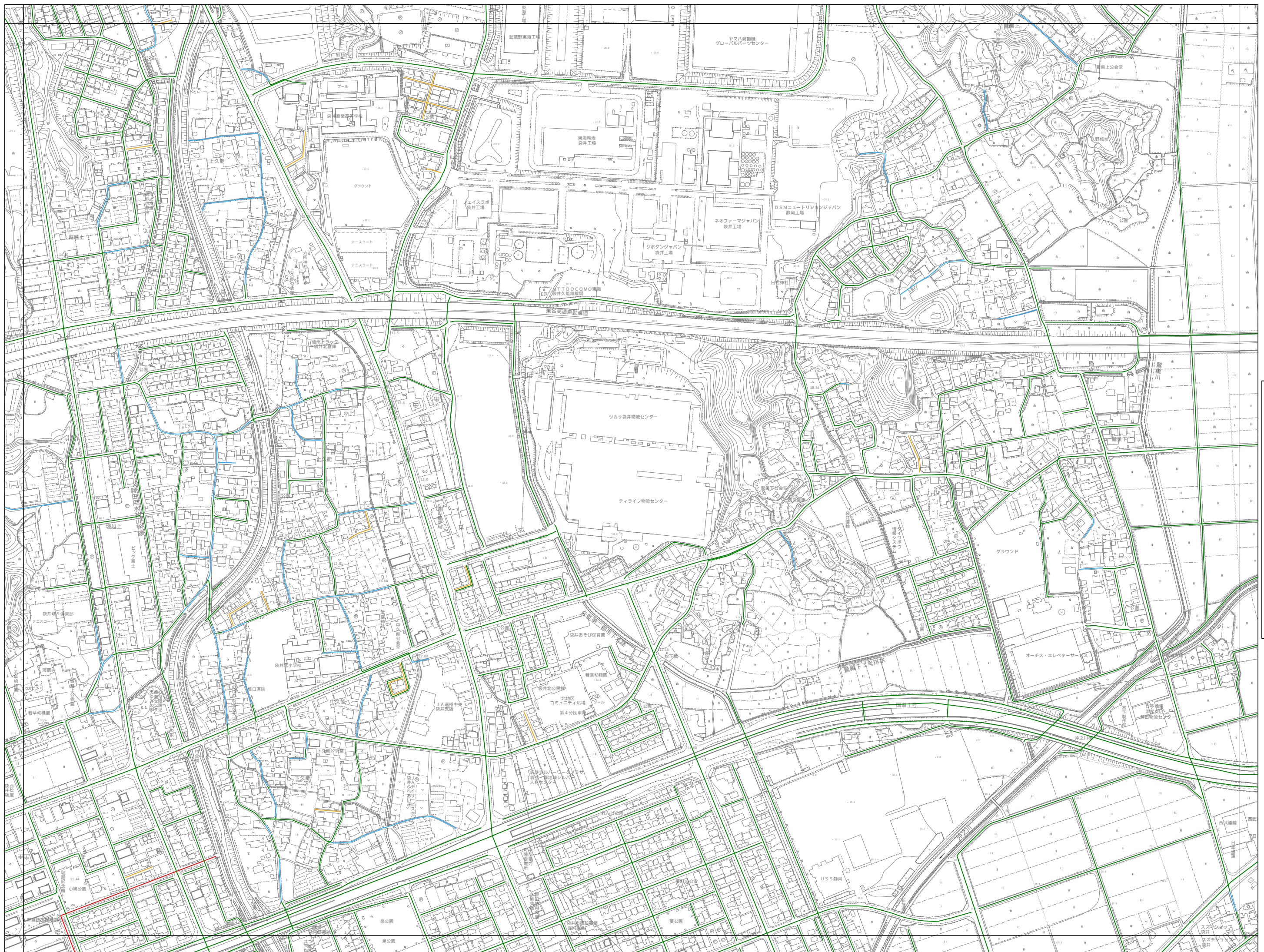




例

- | | |
|--------------|-------|
| 法42条1項1号 | 緑線 |
| 法42条1項2号 | 赤線 |
| 法42条1項3号 | 紫線 |
| 法42条1項5号 | 黄線 |
| 法42条2項 | 青線 |
| 建築基準
法外道路 | ラインなし |

意事項

利用に際しては、次の事項について同意し、かつ、同意していただくものとします。

1. 指定道路法は、建築基準法の道路種別のおよその位置を示すための、現況との誤差等を含む場合があります。また、表示している道路種別の内、何れを参照するものであります。なお、各床を参照圖として利用いたします。
2. 指定道路法は、認定道路及び法定外道路の状況変化に即時対応していないため、各道路の名称、名称等、詳細については道路管理官に確認して下さい。
3. 指定道路法は次の資料として用いることはできません。
 - ① 建築基準法第43条に規定する敷地等と道路との関係を判断するための資料
 - ② 土地の所有権を判断するための資料
 - ③ 不動産取引等の内容を証明するための資料
 - ④ 権利義務が発生するための資料
4. 貸付等は、指定道路の利用等によって生じた直接又は間接的な損失、損害等について、一切の責任を負いません。
5. この指定道路法は、令和7年3月17日現在のものです。本図は随時更新し、予告なく内容を変更する場合があります。最新の情報は指定道路法課住宅土地対策室までご確認ください。
6. 表示内容と現況とに相違がある場合や表示内容と建築が一致しない場合は、建築主任住宅土地対策室へお問い合わせください。